

また、知的所有権侵害に対しては、刑事上の救済を受けることもできる。侵害行為を起こした者が個人の場合は 5,000 万～10 億ドン（約 2 千～4 万米ドル）の罰金若しくは 3 年の社会内刑（監視）または 6～36 か月の懲役刑が、組織の場合は 5～50 億ドンの罰金（約 2 万～2 百万米ドル）または 6～24 日間の業務停止が科される。

刑事訴訟手続きのフローは下図のとおり。

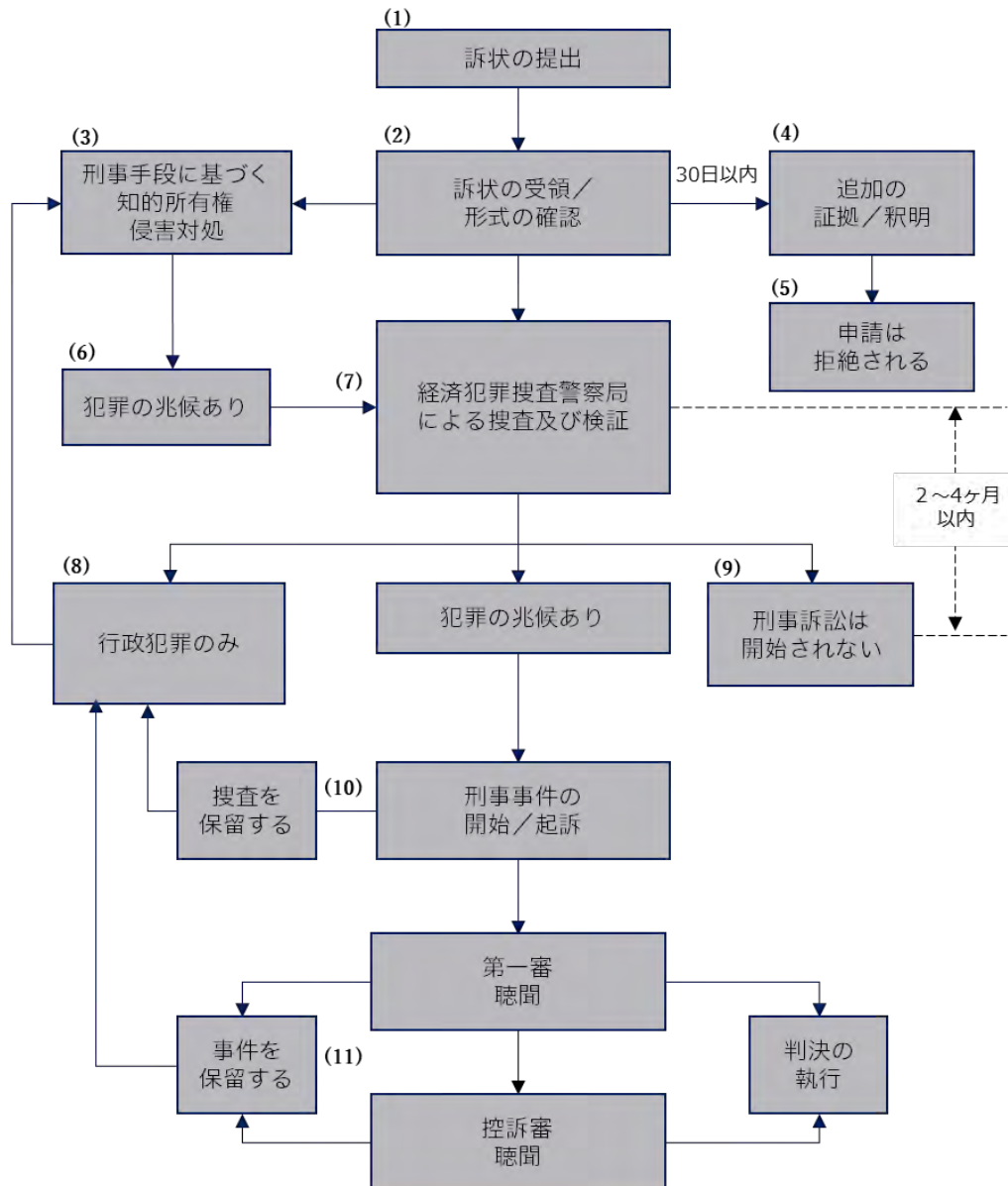


図 19 ベトナムの刑事訴訟の流れ

4.3.2. 行政上または司法上の手続きの費用

行政・司法手続きに要する弁護士費用は事案の複雑さにより異なる。弁護士費用は概ね 150~385 米ドル/時程度である。以下、料金の目安を示す（付加価値税（5%）、通信費等の実費を除く。）

行政上の手続き

通常の場合、一つの場所で生じた一つの知的財産権侵害を行政手続に従って処理する場合の弁護士費用は 6,000~10,000 米ドルの範囲である。

また、水際措置として税関総局に対して 2 年間の税関監視を申請し、事後処理・報告等を行った場合の弁護士費用は 2,000 米ドル程度である。侵害被疑品について、通関の一時停止を要求する場合の費用は預託金を除いて 5,000~6,000 米ドルである。

司法上の手続き

司法上の救済を受けるための弁護士費用は侵害の性質及び複雑さによって異なるが、通常の場合、民事訴訟・刑事訴訟共に各裁判所で判決を得るための料金は、12,000~18,000 米ドルの範囲内である。

なお、民事・商事紛争に係る裁判費用は次のとおり。

(i) 金銭的価値のない紛争事件

種類	裁判費用
民事紛争	30 万ドン
商事紛争	300 万ドン

(ii) 金銭的価値を有する紛争事件

係争中の資産の価値	裁判費用
民事紛争 600 万ドンまで 商事紛争 6,000 万ドンまで	30 万ドン 300 万ドン
民事紛争 600 万ドン – 4 億ドン 商事紛争 6,000 万ドン – 4 億ドン	係争中の資産の価値の 5%
4 億ドン – 8 億ドン	2,000 万ドン+係争中の資産の価値の 4%
8 億ドン – 20 億ドン	3,600 万ドン+係争中の資産の価値の 3%
20 億ドン – 40 億ドン	7,200 万ドン+係争中の資産の価値の 2%
40 億ドン以上	1 億 1,200 万ドン+係争中の資産の価値の 0.1%

4.4. 他国との国際協定における GI 保護の状況

ベトナムはこれまで、9つの多国間・二国間自由貿易協定を締結している。二国間協定としては、2014年1月2日に発効したベトナム・チリ自由貿易協定（VCFTA）¹¹¹で初めて地理的表示に係る規定を設けた。多国間協定としては、2018年12月30日に発効した環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）で地理的表示を取り扱っている他、2019年6月30日に署名した EU ベトナム自由貿易協定（EVFTA）¹¹²では初めて相互保護について規定した。EVFTA はベトナムと他国の間で近年署名された地理的表示に関する最も重要な国際協定である¹¹³。

また、日本との関係では、ベトナムの知的財産庁と農林水産省が 2017 年 6 月、地理的表示の相互保護に関する協力覚書に署名しており、両国における地理的表示保護を促進するため、相互の地理的表示保護制度に関する情報交換等の取り組みが進められている。

EVFTA 及び VCFTA における地理的表示の取り扱いは以下のとおり。

(1) EU ベトナム自由貿易協定（EVFTA）

EVFTA の附属書 12-A では、ベトナムで保護されるべき EU 側のぶどう酒、蒸留酒、チーズ等 169 産品が保護の対象として指定された。一方、EU で保護されるべきベトナム側の地理的表示産品としては、魚醤、フルーツ、米、コーヒー等 38 産品が指定された。附属書のリストはいずれかの国の要請により追加・削除することができる。

EVFTA では、追加的保護の範囲を農産物及び食料品にまで拡大しており、製品の真正の原産地が表示されている場合や地理的表示が翻訳されている場合、若しくは「種類」「型」「様式」「模倣品」等の表現を伴う場合であっても、保護の範囲が及ぶ。

なお、現行のベトナムの知的財産法では地理的表示保護対象商品の種類に特段規定がないが、EVFTA では地理的表示保護範囲を、ぶどう酒、蒸留酒、農産物及び食料品に限定している。

(2) ベトナム・チリ自由貿易協定（VCFTA）

VCFTA では、第 3.10 条において地理的表示について規定し、締約国がそれぞれ地理的表示登録制度を整備し、相手国政府による仲裁を得ることなく、地理的表示の登録申請を受けることを要求している。同協定では相互保護に関するリストの取り交わしは行われていないが、ベトナムはチリ側の「Pisco（蒸留酒）」について、「チリ」や「チリ産」など原産国を示す表記を伴っている場合には、これを地理的表示として保護するとしている。ただし、これによってペルー産の「Pisco」を地理的表示として認める権利は妨げられない。

¹¹¹ 協定本文： http://www.sice.oas.org/Trade/CHL_VNM/CHL_VNM_e/CHL_VNM_index_e.asp

¹¹² 協定本文： <http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1437>

¹¹³ 2020 年 1 月 20 日現在、協定は未発効で、ベトナム国会による批准承認と欧州議会による承認手続きを経て発効する。

4.5. 当該国における知財侵害及び原産地表示違反の現状・紛争事例

4.5.1. 登録の状況

2019 年 12 月 15 日現在、ベトナムで登録されている地理的表示産品は 76 産品である。外国産品としては、Cognac（蒸留酒、フランス）、Pisco（蒸留酒、ペルー）、Scotch Whisky（蒸留酒、イギリス）、Isan Thai Lan Silk（シルク、タイ）、Kampong Speu Palm Sugar（ヤシ砂糖、カンボジア）、Kampot Pepper（胡椒、カンボジア）の計 6 品目が登録されている。

また、団体商標が 971 件、証明商標が 270 件登録されている。

これら登録のうち約 8 割が農産品であり、残りが地域の伝統的な手工芸品などとなっている。地域別ではメコンデルタ地域が最も多い 284 産品、次いで北中部が 279 産品、紅河デルタ地域 218 産品などとなっている。¹¹⁴

表 25 ベトナムの地理的表示及び証明商標・団体商標の登録数（2019 年 10 月 31 日現在）

保護の形態		登録数		
		農産物	その他	合計
1	地理的表示*	65	5	70
2	証明商標	258	12	270
3	団体商標	773	198	971
	合計	1,096	215	1,311

出展）ベトナム知的財産庁

注）*地理的表示はベトナム産に限る。この他に、外国製品が 6 品目登録されている。

4.5.2. 紛争事例

ベトナムの判例検索サイト¹¹⁵では、地理的表示の案件は確認できなかった。インターネット検索に基づくベトナムの地理的表示にかかる主要な国際的な侵害・国際紛争事例としては、以下が挙げられる。

バンメトートコーヒー

バンメトート（ダックラック州）はベトナム最大のコーヒー産地で、バンメトートコーヒーは 2005 年

¹¹⁴ 知的財産庁 2019 年 12 月 25 日付記事「地理的表示、団体商標/証明商標の登録、管理と発展」

(http://www.noip.gov.vn/web/guest/hoat-ong-so-huu-cong-nghiep-tai-ia-phuong/-/asset_publisher/7xsjBfqhCDAV/content/thuc-trang-trong-xay-dung-quan-ly-va-phat-trien-chi-dan-ia-ly-nhan-hieu-chung-nhan-va-nhan-hieu-tap-the?inheritRedirect=false&redirect=http%3A%2F%2Fwww.noip.gov.vn%2Fweb%2Fguest%2Fhoat-ong-so-huu-cong-nghiep-tai-ia-phuong%3Fp_id%3D101_INSTANCE_7xsjBfqhCDAV%26p_p_lifecycle%3D0%26p_p_state%3Dnormal%26p_p_mode%3Dview%26p_p_col_id%3Dcolumn-1%26p_p_col_pos%3D1%26p_p_col_count%3D2)

¹¹⁵ www.caselaw.v

に地理的表示登録された。ダックラック州人民委員会及びバンメトートコーヒー協会は、中国・広州のコーヒー企業が 30 類でバンメトートを商標登録していることについて、中国当局に廃止を要請し、2014 年にこれが認められて中国企業による商標登録申請は廃止されている。¹¹⁶

コニャック

フランスのコニャックは、ベトナムで地理的表示登録されている外国産品の一つであるが、ベトナム企業が「Remus Fines Cognac」の商品名でオーストラリア産の蒸留酒を輸入・販売していたため、市場管理局が、コニャックの地理的表示の侵害に当たる可能性があるとしてこれを摘発した。同商品には、「オーストラリアから輸入されたアルコール及びレムス酒で作られた」という原産地に関する記載があったものの、知的財産法第 129 条第 3 項の追加的保護に関する規定に基づき、地理的表示コニャックの侵害に当たるとの判断が示された。¹¹⁷

4.5.3. 違反等の状況

(1) 国内ヒアリング結果

日本の地理的表示登録団体（86 団体）に対して、ベトナムにおける商標や地理的表示等の登録状況について聞き取りを実施したところ、商標登録ありと回答した団体が 3 団体、地理的表示登録申請中が 6 団体あった。また、日本で登録された地理的表示について、ベトナムで不正利用を確認したケースがあったかどうかという質問に対して、不正利用があったと答えた団体は 2 団体であった。

(2) 商標登録状況の確認結果

また、商標登録状況を確認したところ、日本で地理的表示を取得している産品について、ベトナムにおいて権利者または関連団体等による商標登録が確認できたのは申請中のものも含め 5 産品である。権利者以外による商標登録は確認できなかった。

¹¹⁶ <https://vietnam-business-law.info/blog/2017/7/17/online-publication-of-courts-judgments-in-vietnam>
<https://english.vov.vn/economy/abolishing-chinas-buon-me-thuot-coffee-trademark-273778.vov>
<https://asia.nikkei.com/Economy/Vietnam-blows-hot-and-cold-over-intellectual-property>

¹¹⁷ <https://www.southeastasia-iprhelpdesk.eu/en/case-studies/case-study-2-geographical-indication-gi-cognac-vietnam>

表 26 国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（ベトナム）

登録状況			聞き取り調査結果		商標検索結果（2020 年 1 月 8 日現在）	
番号	地理的表示 名称	団体名	登録有 (ベトナム)	不正使用	地理的表示権利者等 による出願	その他の個人/企業等 による出願
2	但馬牛	神戸肉流通推進協議会	商標登録有		一般商標 但馬牛、 但馬ビーフ (2014 年出願 2016 年登録)	
3	神戸ビーフ	神戸肉流通推進協議会	商標登録有		一般商標 神戸ビーフ、 神戸牛、神戸肉 (2014 年出願 2015 年登録) ※神戸ビーフとして 35, 43 類での登録もある。	
13	市田柿	みなみ信州農業協同組合	地理的表示 登録申請中	事例有		一般商標 市田柿 (日本の個人が 2018 年出願・ 審査中、29, 30 類)
31	みやぎサーモン	みやぎ銀ざけ振興協議会	地理的表示 /商標登録 出願中			
41	プロシュット デイ パルマ	コンソルツィオ デル プロ ッシュット デ ィ パルマ		事例有		
56	近江牛	一般社団法人 滋賀県畜産振 興協会			一般商標 近江ビー フ (2012 年出願 2013 年登録)	
58	鹿児島黒牛	鹿児島県肉用 牛振興協議会	地理的表示 登録申請中			

出典)

聞き取り結果：株式会社メロスによる電話での直接聞き取り

商標検索結果：ASEAN 商標検索 <http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome>ベトナム国家知的財産庁 (NOIP) ウェブサイト 商標検索 <http://iplib.noip.gov.vn/WebUI/WSearch.php>